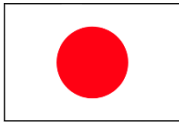


源泉所得税の改正のあらまし



日キルギス新租税協定関係



令和8年7月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、今般、「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定」（以下「新協定」といいます。）が令和8年7月26日に発効し、源泉所得税に係る規定については、令和9年1月1日から適用が開始されることになりました。

この新協定は、昭和61年に発効した現行の「所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約」（以下「旧条約」といいます。）を全面的に改正したものになります。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、このパンフレットや新協定の条文をご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

（注） このパンフレットは、新協定の概要を説明したもので、令和8年7月26日現在の法令等に基づいて作成しています。

詳しくは、財務省ホームページに掲載されている新協定の条文（https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/20251219kg_JP.pdf）をご参照ください。

1 配当、利子及び使用料に対する課税の概要

配当、利子及び使用料については、原則として、次のとおり源泉地国（所得が生ずる国）における課税が軽減・免除されました。【旧条約第7条～第9条、新協定第10条～第12条】

	改 正 前	改 正 後
配 当	15%	5%（議決権保有割合10%以上・保有期間6か月以上） ^{（注）} 10%（その他）
利 子	免税（政府受取等） 10%（その他）	免税（政府受取等） 8%（その他）
使用料	免税（著作権） 10%（その他）	8%

（注） 法人が支払う配当のうち、その法人の課税所得の計算上控除される配当については、10%の限度税率が適用されます。

2 配当、利子及び使用料以外の所得に対する課税の概要

配当、利子及び使用料以外の所得について、主に次の改正が行われました。

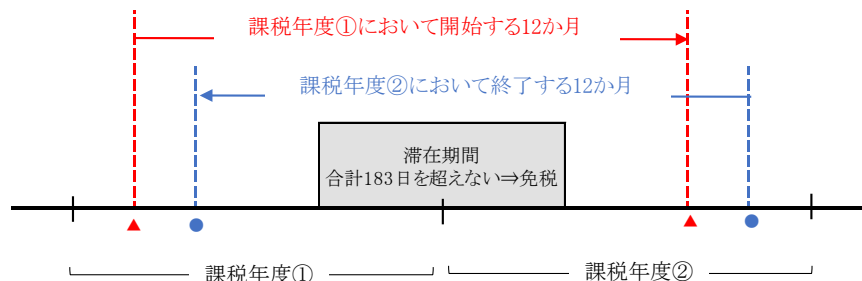
- 一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行う勤務によって取得する報酬について、他方の締約国で租税が免除（短期滞在者免税）されるために必要とされる要件のうちの 하나가改正され、他方の締約

国で課税年度を跨いで滞在した場合等の滞在日数の判定方法が見直されました。

具体的には、他方の締約国の課税年度において開始し、又は終了するいずれの12か月の期間においても、その報酬の受領者が他方の締約国内に合計183日を超えないで滞在した場合（他の要件を満たす場合に限りです。）には、租税が免除されることとなります（下記の「改正のイメージ」参照。）。

また、この短期滞在者免税の対象は、勤務によって取得する報酬のみとされ、自由職業の役務によって取得する報酬は免除の対象外となりました。【旧条約第12条、新協定第14条】

【改正のイメージ】



- (2) 一方の締約国内にある大学等において教育等を行うことを主たる目的としてその一方の締約国内に一時的に滞在する一定の個人は、その一方の締約国に最初に到着した日から2年を超えない期間、その教育等に係る報酬につきその一方の締約国において租税が免除されたとした規定が廃止されました。

【旧条約第17条】

3 新協定の適用手続

キルギス共和国の居住者は、源泉徴収義務者から支払を受ける所得について、新協定の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けようとする場合には、令和9年1月1日以後最初にその所得の支払を受ける日の前日までに、「租税条約に関する届出書」（添付書類を含みます。）を、その源泉徴収義務者を經由してその源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

4 新協定の適用時期

源泉所得税に関しては、令和9年1月1日以後に支払うべきものについて適用されます。【新協定第28条】

したがって、支払期日があらかじめ定められているようなものについては、原則として、その支払期日が令和9年1月1日以後であるものについて適用されることになります。また、支払期日が定められていないものについては、原則として、実際に支払を行った日が令和9年1月1日以後であるものについて適用されます。

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。【<https://www.nta.go.jp>】
- 源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、電話相談センターにお尋ねください。

源泉所得税の納付はキャッシュレス納付が便利です！

源泉所得税の納付は、スマホ・PCでいつでも納付ができ、現金不要で手間いらずの「キャッシュレス納付」が大変便利です。

なお、e-Tax ホームページ上に、「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を開設していますので、そちらを活用し、e-Tax によるキャッシュレス納付の利便性をぜひ体験してください。



この社会あなたの税がいきている